（事務総長官房人事課監察官）
同　　佐々木　晃
事務総長官房厚生管理官に昇任させる
（第五局上席調査官（融資機関担当））同　　鈴木　祥一
事務総長官房能力開発官に配置換する
（第四局農林水産検査第二課統括）
括調査官）同　　山田　克巳
第二局監理官に昇任させる
（第一局監理官）同　　内田　竜雄
第二局財務検査第二課長に配置換する
（事務総長官房厚生管理官）同　　監物　幸雄
第二局租税検査第二課長に配置換する
（第三局監理官）同　　山際　秀一
第二局厚生労働検査第四課長に配置換する
（第三局国土交通検査第二課長）
同　　田中　克生
第二局防衛検査第一課長に配置換する
（第五局特別検査課専門調査官）
同　　栗原　豊久
第三局監理官に昇任させる
（第三局環境検査課長）同　　吉溪幸一郎
第三局国土交通検査第一課長に配置換する
（第一局財務検査第二課長）同　　山崎　健
第三局国土交通検査第二課長に配置換する
（第一局租税検査第二課長）同　　豊岡　利昌
第三局環境検査課長に配置換する
（第二局防衛検査第一課長）同　　臼杵　芳樹
第四局農林水産検査第一課長に配置換する
（第二局厚生労働検査第四課長）
同　　佐々木規人
第五局上席調査官（融資機関担当）に配置換する
（事務総長官房総務課企画調査官）
付総括副長（企画調査官））同　　内林　洋一
第五局担当を命ずる
（事務総長官房総務課企画官）
（第五局担当））同　　**檜**澤　広之
事務総長官房人事課監察官に配置換する
（第五局上席調査官（融資機関担当）付総括副長（調査官））
同　　渡辺　三郎
事務総長官房法規課文書企画官に昇任させる
（第四局上席調査官（文部科学担当）付総括副長（調査官））
同　　髙橋　温男
第四局文部科学検査第二課専門調査官に昇任させる
（第四局農林水産検査第二課総括副長（調査官））同　　壁谷　宏之
第四局農林水産検査第二課統括調査官に昇任させる
（事務総長官房法規課文書企画官）同　　島崎　栄治
第五局特別検査課専門調査官に配置換する（以上一月一日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、平成二十六年十二月二十六日午前十時十一分御出門、第百八十八回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同十時五十九分還幸になつた。

御祝電

天皇皇后両陛下は、モナコ国皇太子殿下及び王女殿下の御誕生につき、平成二十六年十二月二十六日同国公同妃両殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ブラジル国大統領ジルマ・ヴァナ・ルセーフ閣下の大統領再任につき、一月一日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、一月四日〃ヤンマー国の独立記念日につき、同日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

新年祝賀の儀

一月一日、宮中において、新年祝賀の儀を行われた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より三の届出があつたので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十七年一月七日

金融庁長官　細溝　清史

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成26年12月17日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31549号	株式会社オージェイ
東京都知事(1)第31551号	株式会社ＬＩＸＩＬホームファイナンス
福岡県知事(1)第08675号	悠悠フィナンシャル株式会社
宮崎県知事(11)第00072号	友石商事

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成26年11月４日	中国財務局長(11)第00001号	株式会社アルクレイン（倉敷金融株式会社）

平成26年12月17日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
鹿児島県知事(11)第00077号	きりハウス有限会社
神奈川県知事(11)第00302号	小野寺商事
大分県知事(6)第01164号	丸英商事
京都府知事(10)第00925号	ローンズコトブキ

政府認証基盤を構成するブリッジ認証局システム及び官職認証局システムの自己署名証明書のフィンガープリントの公示について

平成23年５月11日総務省公示（政府認証基盤を構成するブリッジ認証局システム、官職認証局システム及びアプリケーション認証局システムの自己署名証明書のフィンガープリントの公示について）の一部を改正し、次のとおり公示する。

平成 27 年１月７日　　総務大臣　山本　早苗

1　ブリッジ認証局システムの自己署名証明書のフィンガープリント

次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したブリッジ認証局システムの自己署名証明書のフィンガープリント及びその有効期間は、同表中欄及び右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント	有効期間
ＳＨＡ－１	B56D C0E3 9151 A89F 10A8 8816 B55F ECC4 5349 C057	2014年９月13日０：00～2024年９月13日０：00
ＳＨＡ－１	3E79 D76B FCD0 ACE2 CC29 1181 7E02 FBC3 D9C4 9704	2011年４月11日10：00～2021年４月11日10：00
ＳＨＡ－１	615C B655 772A 67BB D4DD 2826 F5CD DEDD A616 F386	2006年４月24日10：00～2016年４月24日10：00

2　官職認証局システムの自己署名証明書のフィンガープリント

次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出した官職認証局システムの自己署名証明書のフィンガープリント及びその有効期間は、同表中欄及び右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント	有効期間
ＳＨＡ－１	939D D70A C3A7 AB14 8129 9503 4042 DE5C 1DCA 8681	2014年９月13日０：00～2024年９月13日０：00
ＳＨＡ－１	260D F56A 91EA B3BA E6F7 DA57 EC64 9D27 39D1 6A78	2007年９月27日０：00～2017年９月27日０：00

注　ＳＨＡ－１により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「０」～「９」及び「Ａ」～「Ｆ」の文字の組み合わせで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「：」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。